24 日獣発第 11 号
平成 24 年 4 月 9 日

地方獣医師会会長　各 位

公益社団法人　日本獣医師会
会　長　　山　根　義　久
（公印及び契印の押印は省略）

「平成 23 年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」の一部改正について

このことについて、平成 24 年３月 28 日付け 23 生産第 6128 号、23 消安第 6607 号、23 食産 3884 号、23 林政経第 385 号、23 水推第 1124 号をもって、農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、食料産業局食品小売サービス課長、林野庁林政部経営課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長の連名で別添写しのとおり通知があったので、貴会関係者に周知方よろしくお願いします。

このたびの通知は、23 日獣発第 141 号（平成 23 年 8 月 10 日付「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設置について」）に基づいた馬用飼料、豚用飼料、家きん用飼料及び養殖魚用飼料の放射性セシウムの暫定許容値が改訂され、４月１日より適用されたことに伴い、米ぬか等の取扱いも別紙新旧対照表のとおり改訂され、同日より施行された旨、本会会員への了知と周知及び関係者への周知と指導を依頼されたものです。

なお、本通知は、飼料や敷料等の様々な用途に利用される米ぬか等を適切に管理するための方法を示したものですが、これまでの米ぬかの原料玄米の情報による管理を基本としつつ、米ぬか等を単体飼料用等に供給・利用する場合には、必要に応じて米ぬか等の放射性セシウム濃度を測定する等により、基準値や暫定許容値を超えない米ぬか等が供給・利用されるよう留意願いたい旨依頼されています。

本件内容の問合せ先
日本獣医師会事業担当　笹川
TEL　03－3475－1601

写

２３生産第６１２８号
２３消安第６６０７号
２３食産第３８８４号
２３林政経第３８５号
２３水推第１１２４号
平成２４年３月２８日

社団法人日本獣医師会会長　殿

農林水産省生産局農産部穀物課長
生産局畜産部畜産振興課長
消費・安全局畜水産安全管理課長
食料産業局食品小売サービス課長
（食品産業政策課題検討チーム長）
林野庁林政部経営課長
水産庁増殖推進部栽培養殖課長

「平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」の一部改正について

食品衛生法に基づく一般食品中の放射性セシウムの基準値の設定に伴い、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく馬用飼料、豚用飼料、家きん用飼料及び養殖魚用飼料の放射性セシウムの暫定許容値が改訂され、４月１日より適用されることとなっています。これに伴い、「平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」（平成23年12月19日付け23生産第5304号、23消安第4796号、23食産第2291号、23林政経第262号、23水推第832号農林水産省生産局農産部穀物課長、畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、食料産業局食品小売サービス課長、林野庁林政部経営課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、４月１日より施行するので御了知願います。

本通知は、食品や飼肥料等の様々な用途に利用される米ぬか等を適切に管理するための方法を示したものですが、これまでの米ぬかの原料玄米の情報による管理を基本としつつ、米ぬか等を食品用や単体飼料用に供給・利用する場合には、必要に応じて米ぬか等の放射性セシウム濃度を測定する等により、基準値や暫定許容値を超えない米ぬか等が供給・利用されるよう留意願います。

このことについて、貴団体の関係者に御周知・御指導いただきますようお願い申し上げます。

社団法人日本獣医師会
受付
24. 3. 30
第845号

別　紙

「平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」（平成23年12月19日付け23生産第5304号、23消安第4796号、23食産第2291号、23林政経第262号、23水推第832号農林水産省生産局農産部穀物課長、畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、食料産業局食品小売サービス課長、林野庁林政部経営課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長通知）の一部改正新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	現　　行
平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて 平成23年産米については、土壌調査の結果を踏まえ、土壌中の放射性セシウム濃度が5,000 Bq/kgを超える水田の作付制限を行った上で、玄米の放射性物質調査を実施しました。 玄米の放射性物質調査は、食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成23年8月4日原子力災害対策本部決定）に定められた自治体（以下「対象自治体」という。）を対象として、昨年８月以降、 ①　［略］ ②　［略］ の二段階で実施し、本調査の結果（11月17日現在）は別紙１のとおりでした。また、福島県においては、本調査終了後、別途緊急調査を実施しました。 米の副産物である米ぬか及び米ぬかを搾油した際に発生する脱脂ぬか（以下「米ぬか等」という。）は、食品や肥飼料等のさまざまな用途に利用されます。このため、米ぬか等を利用する際には、その用途に応じて別紙２に示す食品衛生法上の基準値、肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値又はきのこ菌床用培地の指標値を遵守する必要があります。 基準値を超える食品、暫定許容値又は指標値（以下「暫定許容値等」という。）を超える肥料・土壌改良資材・培土、飼料又はきのこ菌床用培地（以下「肥飼料等」という。）が流通しないようにするとともに、平成23年産米の流通を円滑かつ適切に進めるため、対象自治体の平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いに関して留意すべき事項を下記のとおり取りまとめたので、貴団体の関係者に御周知・御指導いただきますようお願い申し上げます。 なお、「平成23年産米から生じる米ぬかの取扱いについて」（平成23年9月16日付け23消安第3304号、23食産第400号、23生産第4535号、23水推第567号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、食料産業局食品製造卸売課長、生産局農産部農産企画課長、農産部穀物課長、畜産部畜産振興課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知）は廃止します。	平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて 平成23年産米については、土壌調査の結果を踏まえ、土壌中の放射性セシウム濃度が5,000 Bq/kgを超える水田の作付制限を行った上で、玄米の放射性物質調査を実施しました。 玄米の放射性物質調査は、食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成23年8月4日原子力災害対策本部決定）に定められた自治体（以下「対象自治体」という。）を対象として、本年８月以降、 ①　［略］ ②　［略］ の二段階で実施し、本調査の結果（11月17日現在）は別紙１のとおりでした。また、福島県においては、本調査終了後、別途緊急調査を実施中です。 米の副産物である米ぬか及び米ぬかを搾油した際に発生する脱脂ぬか（以下「米ぬか等」という。）は、食品や肥飼料等のさまざまな用途に利用されます。このため、米ぬか等を利用する際には、その用途に応じて別紙２に示す食品衛生法上の暫定規制値、肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値又はきのこ菌床用培地の指標値を遵守する必要があります。 暫定規制値を超える食品、暫定許容値又は指標値（以下「暫定許容値等」という。）を超える肥料・土壌改良資材・培土、飼料又はきのこ菌床用培地（以下「肥飼料等」という。）が流通しないようにするとともに、平成23年産米の流通を円滑かつ適切に進めるため、対象自治体の平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いに関して留意すべき事項を下記のとおり取りまとめたので、貴団体の関係者に御周知・御指導いただきますようお願い申し上げます。 なお、「平成23年産米から生じる米ぬかの取扱いについて」（平成23年9月16日付け23消安第3304号、23食産第400号、23生産第4535号、23水推第567号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、食料産業局食品製造卸売課長、生産局農産部農産企画課長、農産部穀物課長、畜産部畜産振興課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知）は廃止します。

記

1　米ぬかの放射性セシウム濃度の算出方法

（1）［略］

（2）米ぬかの放射性セシウム濃度の算出方法

米ぬかの放射性セシウム濃度は、当該米ぬかが発生した際に使用した各々の玄米の放射性セシウム濃度（当該玄米の産地の本調査結果の中で最も高いものをいう。福島県における米の放射性物質緊急調査の対象地域で生産された玄米を使用した場合には、本調査及び緊急調査の結果の中で最も高いものをいう。）に、当該玄米の使用割合及び米ぬかの加工係数を乗じて、これらを合計することにより算出する。ただし、各々の玄米の使用割合が不明な場合には、使用した玄米の中で最も高い放射性物質調査結果に、米ぬかの加工係数を乗じることにより算出する。

なお、米ぬかの放射性セシウム濃度を測定した場合には、当該測定値を用いる。

2　米ぬか等を用いた食品、肥飼料等の安全の確保

米ぬか等を用いた食品、肥飼料等の安全を確保するため、米ぬか等の供給に関連する又は利用する事業者は以下の取組を行う。

（1）米ぬか等の供給に関連する事業者

米ぬか等の供給に関連する事業者は、対象自治体で生産された玄米又はそれに由来する米ぬか等を供給する際には、食品製造業者、肥飼料等の製造業者及び販売業者並びに利用者の判断に資するため、別紙３を参考に米ぬかの原料玄米に係る情報等を伝達する。

原料玄米の情報の把握が困難な場合には、米ぬか等を利用する事業者と協議の上、米ぬか等の放射性セシウム濃度を測定する等の対応をとる。

また、米ぬか等の放射性セシウム濃度を測定した場合には、当該測定値等を伝達する。

①　［略］

②　精米業者等

精米業者（米ぬかの集荷業者を含む。以下同じ。）は、対象自治体で生産された玄米を精米して発生した米ぬかを食品製造業者、肥飼料等の製造業者及び販売業者並びに利用者に販売する際には、原料に用いた玄米の産地、放射性物質調査結果及び産地ごとの使用割合（米ぬかの出荷頻度に応じて原則１日単位の情報とする。）

記

1　米ぬかの放射性セシウム濃度の算出方法

（1）［略］

（2）米ぬかの放射性セシウム濃度の算出方法

米ぬかの放射性セシウム濃度は、当該米ぬかが発生した際に使用した各々の玄米の放射性セシウム濃度（当該玄米の産地の本調査結果の中で最も高いものをいう。福島県における米の放射性物質緊急調査の対象地域で生産された玄米を使用した場合には、本調査及び緊急調査の結果の中で最も高いものをいう。）に、当該玄米の使用割合及び米ぬかの加工係数を乗じて、これらを合計することにより算出する。ただし、各々の玄米の使用割合が不明な場合には、使用した玄米の中で最も高い放射性物質調査結果に、米ぬかの加工係数を乗じることにより算出する。

なお、福島県における米の放射性物質緊急調査の対象地域で生産された玄米を使用した場合には、当該対象地域の緊急調査が終わるまでの間は、上記によらず、米ぬかの放射性セシウム濃度を測定し、当該測定値を用いる。その他、米ぬかの放射性セシウム濃度を測定した場合には、当該測定値を用いる。

2　米ぬか等を用いた食品、肥飼料等の安全の確保

米ぬか等を用いた食品、肥飼料等の安全を確保するため、米ぬか等の供給に関連する又は利用する事業者は以下の取組を行う。

（1）米ぬか等の供給に関連する事業者

米ぬか等の供給に関連する事業者は、対象自治体で生産された玄米又はそれに由来する米ぬか等を供給する際には、食品製造業者、肥飼料等の製造業者及び販売業者並びに利用者の判断に資するため、別紙３を参考に米ぬかの原料玄米に係る情報等を伝達する。

原料玄米の情報の把握が困難な場合には、米ぬか等を利用する事業者と協議の上、米ぬか等の放射性セシウム濃度を測定する等の対応をとる。

また、米ぬか等の放射性セシウム濃度を測定した場合には、当該測定値等を伝達する。

①　［略］

②　精米業者等

精米業者（米ぬかの集荷業者を含む。以下同じ。）は、対象自治体で生産された玄米を精米して発生した米ぬかを食品製造業者、肥飼料等の製造業者及び販売業者並びに利用者に販売する際には、原料に用いた玄米の産地、放射性物質調査結果及び産地ごとの使用割合（米ぬかの出荷頻度に応じて原則１日単位の情報とする。）

を伝達する。また、食品向け又は単体飼料向けには、原料に用いた玄米の産地等の情報を踏まえて、米ぬかを利用する事業者と協議の上、米ぬかの放射性セシウム濃度を測定する等により、基準値又は暫定許容値を超えない米ぬかを販売する。 コイン精米機の管理事業者は、玄米の放射性物質調査の結果、40 Bq/kg以上の値が見られた市町村に設置されたコイン精米機で発生した米ぬかについて、当該地域の玄米から発生した米ぬかの放射性セシウム濃度の推計値を参考に、食品や単体での肥飼料等への利用は控えるようコイン精米機の利用者や米ぬかの利用者に注意喚起を行う。 ③ 米油製造業者 米油製造業者(脱脂ぬかの集荷業者を含む。)は、精米業者等の取組を踏まえ、脱脂ぬかの放射性セシウム濃度を測定する等により、暫定許容値等を超えない肥飼料等となるような脱脂ぬかを販売する。 (2)米ぬか等を利用する事業者等 ① 食品製造業者(米油製造業者を除く。) 食品製造業者は、米ぬか等の供給に関連する事業者の取組を踏まえ、米ぬか等の放射性セシウム濃度を測定する等により、使用する米ぬか等及び当該米ぬか等を用いた製品が基準値を超えないよう取り組む。 ② 米油製造業者 米油製造業者は、精米業者等の取組を踏まえ、米ぬか及び米油の放射性セシウム濃度を測定する等により、米油が基準値を超えないように取り組む。 ③ 肥飼料等の製造事業者及び販売業者[略] ④ 肥飼料等の利用者[略] 3 平成23年産米及び米ぬか等の円滑な流通に向けて (1)[略] (2)[略] (3)[略] 別紙1 [略] 別紙2 別紙のとおり 別紙3 [略] 別紙4 別紙のとおり 別紙5 [略]	を伝達する。また、食品製造業者向けには、記1により得られた米ぬかの放射性セシウム濃度を踏まえて、暫定規制値を超えない米ぬかを販売する。 コイン精米機の管理事業者は、玄米の放射性物質調査の結果、40 Bq/kg以上の値が見られた市町村に設置されたコイン精米機で発生した米ぬかについて、当該地域の玄米から発生した米ぬかの放射性セシウム濃度の推計値を参考に、食品や単体での肥飼料等への利用は控えるようコイン精米機の利用者や米ぬかの利用者に注意喚起を行う。 ③ 米油製造業者 米油製造業者(脱脂ぬかの集荷業者を含む。以下同じ。)は、精米業者等の取組を踏まえ、脱脂ぬかの放射性セシウム濃度を測定する等により、暫定許容値等を超えない肥飼料等となるような脱脂ぬかを販売する。 (2)米ぬか等を利用する事業者等 ① 食品製造業者(米油製造業者も含む) 食品製造業者は、米ぬか等の供給に関連する事業者の取組を踏まえ、使用する米ぬか等及び当該米ぬか等を用いた製品が暫定規制値を超えないよう取り組む。 ② 肥飼料等の製造事業者及び販売業者[略] ③ 肥飼料等の利用者[略] 3 平成23年産米及び米ぬか等の円滑な流通に向けて (1)[略] (2)[略] (3)[略] 別紙1 [略] 別紙2 別紙のとおり 別紙3 [略] 別紙4 別紙のとおり 別紙5 [略]

別紙２

用途ごとに遵守すべき放射性セシウムの規制値等（新）

用　途	規制値等	根拠規定と位置付け
一般食品	100 Bq/kg	食品衛生法に基づく基準値
肥料・土壌改良資材・培土	400 Bq/kg （製品重量）	「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知）に基づく暫定許容値
牛及び馬用飼料	100 Bq/kg （製品重量）	
豚用飼料	80Bq/kg （製品重量）	
家きん用飼料	160Bq/kg （製品重量）	
養殖魚用飼料	40 Bq/kg （製品重量）	
きのこ菌床用培地	200 Bq/kg （製品乾重量）	「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」（平成23年10月6日付け23生産第4743号、23林政経第213号、農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、林野庁林政部木材産業課長連名通知）に基づく当面の指標値

別紙2

用途ごとに遵守すべき放射性セシウムの規制値等（旧）

用　途	規制値等	根拠規定と位置付け
食品（穀類、その他）	500 Bq/kg	食品衛生法に基づく暫定規制値
肥料・土壌改良資材・培土	400 Bq/kg（製品重量）	「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知）に基づく暫定許容値
馬・豚・家きん等用飼料	300 Bq/kg（製品重量）	
牛用飼料	100 Bq/kg（製品重量）	
養殖魚用飼料	100 Bq/kg（製品重量）	
きのこ菌床用培地	150 Bq/kg（製品乾重量）	「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」（平成23年10月6日付け23生産第4743号、23林政経第213号、農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、林野庁林政部木材産業課長連名通知）に基づく当面の指標値

米ぬかを取り扱う事業者の皆様へ（新）

23年産の米ぬかの安全確保の取組について

◆ 米ぬかは、玄米よりも放射性セシウム濃度が高い傾向にあります。

◆ このため、流通の各段階で玄米の調査結果等を販売先に伝達するとともに、米ぬかを用いた食品、飼料等が許容値等を超えないように、安全確保の取組をお願いします。

1　玄米と米ぬかの放射性セシウム濃度の比率（加工係数）は「８」です。これにより、米ぬかの放射性セシウム濃度は、次のように推計できます。

玄米の放射性物質調査結果　×　加工係数（８）
＝　米ぬかの放射性セシウム濃度（推計値）

2　集荷業者や精米業者等においては、使用した玄米の放射性物質調査結果等の情報を米ぬかの販売先に伝達するとともに、食品、飼料、肥料等の製造業者においては、その情報に基づき、米ぬかを用いた製品が基準値や暫定許容値等を超えないように、工程管理の取組をお願いします。

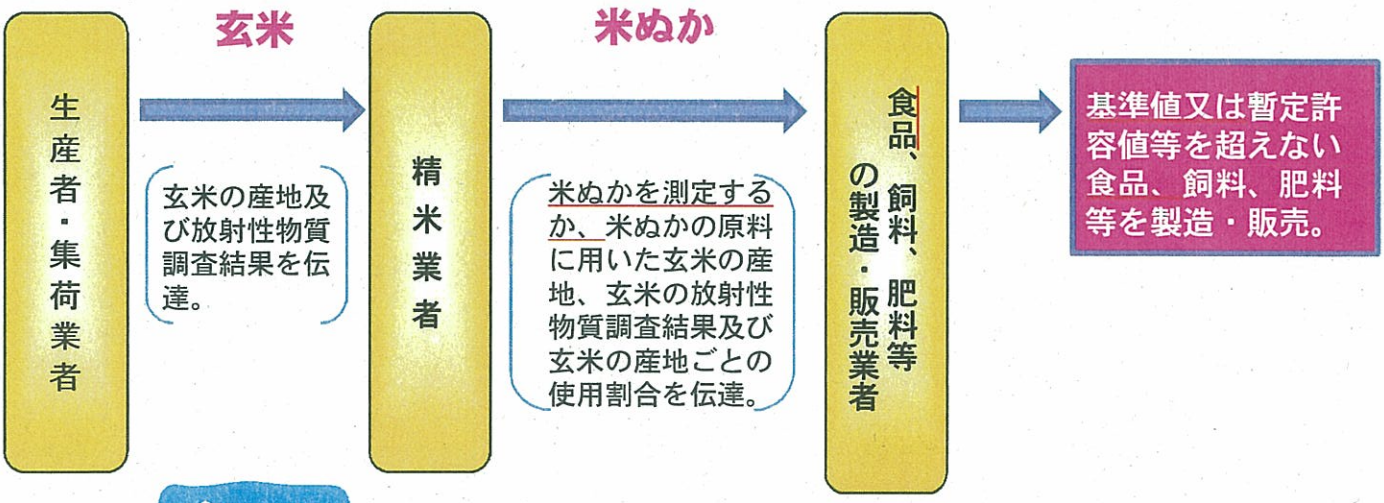

【お問合せ先】
農林水産省生産局農産部穀物課　TEL○○－○○○－○○○○
○○農政局生産部生産振興課　TEL○○－○○○－○○○○

米ぬかを取り扱う事業者の皆様へ（旧）

23年産の米ぬかの安全確保の取組について

◆ 米ぬかは、玄米よりも放射性セシウム濃度が高い傾向にあります。

◆ このため、流通の各段階で玄米の調査結果等を販売先に伝達するとともに、米ぬかを用いた飼料、肥料等が暫定許容値を超えないように、安全確保の取組をお願いします。

1　玄米と米ぬかの放射性セシウム濃度の比率（加工係数）は「８」です。これにより、米ぬかの放射性セシウム濃度は、次のように推計できます。

玄米の放射性物質調査結果　×　加工係数（８）
＝　米ぬかの放射性セシウム濃度（推計値）

2　集荷業者や精米業者等においては、使用した玄米の放射性物質調査結果等の情報を米ぬかの販売先に伝達するとともに、飼料、肥料等の製造業者においては、その情報に基づき、米ぬかを用いた製品が暫定許容値を超えないように、工程管理の取組をお願いします。

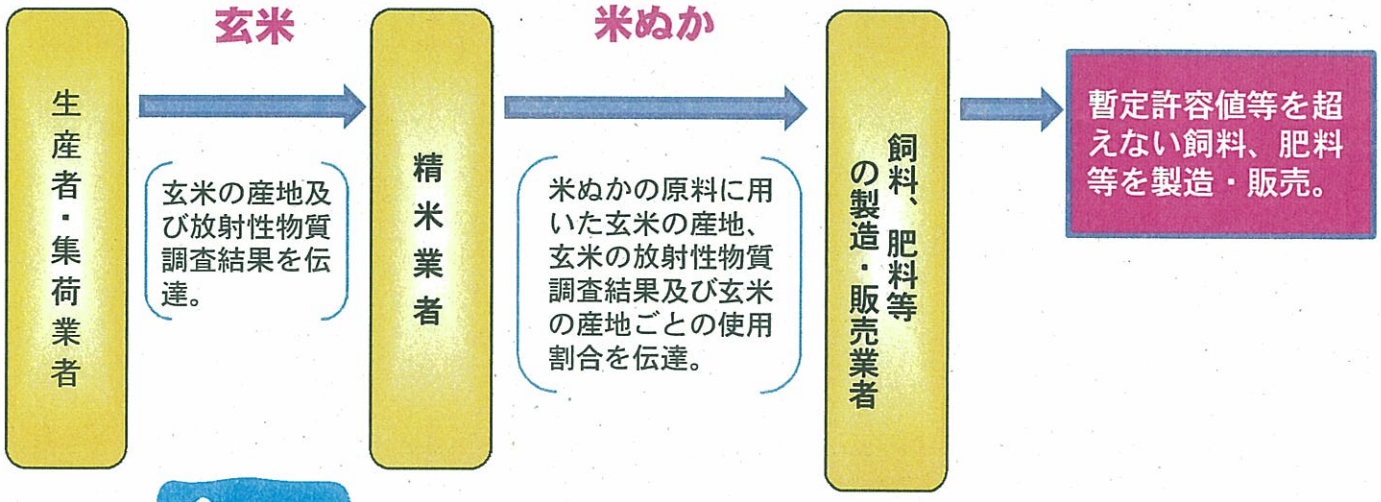

【お問合せ先】
農林水産省生産局農産部穀物課　TEL○○－○○○－○○○○
○○農政局生産部生産振興課　TEL○○－○○○－○○○○

農林水産省

写

２３生産第５３０４号
２３消安第４７９６号
２３食産第２２９１号
２３林政経第２６２号
２３水推第８３２号
平成２３年１２月１９日

社団法人日本獣医師会会長　殿

農林水産省生産局農産部穀物課長
生産局畜産部畜産振興課長
消費・安全局畜水産安全管理課長
食料産業局食品小売サービス課長
（食品産業政策課題検討チーム長）
林野庁林政部経営課長
水産庁増殖推進部栽培養殖課長

平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて

平成23年産米については、土壌調査の結果を踏まえ、土壌中の放射性セシウム濃度が5,000 Bq/kgを超える水田の作付制限を行った上で、玄米の放射性物質調査を実施しました。

玄米の放射性物質調査は、食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成23年8月4日原子力災害対策本部決定）に定められた自治体（以下「対象自治体」という。）を対象として、本年８月以降、

① 収穫前の段階で、予め放射性物質濃度の傾向を把握するための予備調査
② 収穫後の段階で放射性物質濃度を測定し、出荷制限の要否を判断するための本調査

の二段階で実施し、本調査の結果（11月17日現在）は別紙１のとおりでした。また、福島県においては、本調査終了後、別途緊急調査を実施中です。

米の副産物である米ぬか及び米ぬかを搾油した際に発生する脱脂ぬか（以下「米ぬか等」という。）は、食品や肥飼料等のさまざまな用途に利用されます。このため、米ぬか等を利用する際には、その用途に応じて別紙２に示す食品衛生法上の暫定規制値、肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値又はきのこ菌床

社団法人日本獣医師会
受付
23.12.22
第665号

用培地の指標値を遵守する必要があります。

暫定規制値を超える食品、暫定許容値又は指標値（以下「暫定許容値等」という。）を超える肥料・土壌改良資材・培土、飼料又はきのこ菌床用培地（以下「肥飼料等」という。）が流通しないようにするとともに、平成23年産米の流通を円滑かつ適切に進めるため、対象自治体の平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いに関して留意すべき事項を下記のとおり取りまとめたので、貴団体の関係者に御周知・御指導いただきますようお願い申し上げます。

なお、「平成23年産米から生じる米ぬかの取扱いについて」（平成23年9月16日付け23消安第3304号、23食産第400号、23生産第4535号、23水推第567号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、食料産業局食品製造卸売課長、生産局農産部農産企画課長、農産部穀物課長、畜産部畜産振興課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長連名通知）は廃止します。

記

1　米ぬかの放射性セシウム濃度の算出方法

（1）米ぬかの加工係数

対象自治体で生産された平成23年産米を用いて精米試験を行い、放射性セシウム濃度を測定した。その結果を踏まえ、玄米中の放射性セシウム濃度に対する精米後の米ぬか中の放射性セシウム濃度の比率（以下「米ぬかの加工係数」という。）は、「8」を用いることとする。

なお、試験の結果、玄米中の放射性セシウム濃度に対する精米中の放射性セシウム濃度の比率（精米の加工係数）は0.4以下であった。

（2）米ぬかの放射性セシウム濃度の算出方法

米ぬかの放射性セシウム濃度は、当該米ぬかが発生した際に使用した各々の玄米の放射性セシウム濃度（当該玄米の産地の本調査結果の中で最も高いものをいう。福島県における米の放射性物質緊急調査の対象地域で生産された玄米を使用した場合には、本調査及び緊急調査の結果の中で最も高いものをいう。）に、当該玄米の使用割合及び米ぬかの加工係数を乗じて、これらを合計することにより算出する。ただし、各々の玄米の使用割合が不明な場合には、使用した玄米の中で最も高い放射性物質調査結果に、米ぬかの加工係数を乗じることにより算出する。

なお、放射性物質調査結果が一般的な定量下限値未満（放射性セシウム134及び同137が各20 Bq/kg未満）の玄米から発生した米ぬかは、以下の①から③の理由により、家畜用飼料の暫定許容値以下として取り扱う。

ただし、福島県における米の放射性物質緊急調査の対象地域で生産された

玄米を使用した場合には、当該対象地域の緊急調査が終わるまでの間は、上記によらず、米ぬかの放射性セシウム濃度を測定し、当該測定値を用いる。その他、米ぬかの放射性セシウム濃度を測定した場合には、当該測定値を用いる。

① 福島県における本調査の結果、調査点数（1,276点）の90%（1,154点）の地点で、玄米の放射性セシウム濃度が、放射性セシウム134と同137の合計で20 Bq/kg未満であったこと（別紙１）

② 精米施設では、一般に複数の産地の玄米を精米して発生した米ぬかがまとめて出荷されること

③ 米ぬか等の飼料利用の大半を占める配合飼料について、その原料使用量（全国で約2,400万トン/年）のうち、米ぬかの使用割合は平均で0.2%（約６万トン）、脱脂ぬかの使用割合は平均で0.6%（約14万トン）と僅かであること

2 米ぬか等を用いた食品、肥飼料等の安全の確保

米ぬか等を用いた食品、肥飼料等の安全を確保するため、米ぬか等の供給に関連する又は利用する事業者は以下の取組を行う。

（１）米ぬか等の供給に関連する事業者

米ぬか等の供給に関連する事業者は、対象自治体で生産された玄米又はそれに由来する米ぬか等を供給する際には、食品製造業者、肥飼料等の製造業者及び販売業者並びに利用者の判断に資するため、別紙３を参考に米ぬかの原料玄米に係る情報等を伝達する。

原料玄米の情報の把握が困難な場合には、米ぬか等を利用する事業者と協議の上、米ぬか等の放射性セシウム濃度を測定する等の対応をとる。

また、米ぬか等の放射性セシウム濃度を測定した場合には、当該測定値等を伝達する。

① 玄米の生産者及び集荷業者

玄米の生産者及び集荷業者は、対象自治体で生産された玄米を精米する事業者（以下「精米業者」という。）に販売する際には、当該地域の玄米の産地及び放射性物質調査結果を伝達する。

② 精米業者等

精米業者（米ぬかの集荷業者を含む。以下同じ。）は、対象自治体で生産された玄米を精米して発生した米ぬかを食品製造業者、肥飼料等の製造業者及び販売業者並びに利用者に販売する際には、原料に用いた玄米の産地、放射性物質調査結果及び産地ごとの使用割合（米ぬかの出荷頻度に応じて原則１日単位の情報とする。）を伝達する。また、食品製造業者向け

には、記１により得られた米ぬかの放射性セシウム濃度を踏まえて、暫定規制値を超えない米ぬかを販売する。

コイン精米機の管理事業者は、玄米の放射性物質調査の結果、40 Bq/kg以上の値が見られた市町村に設置されたコイン精米機で発生した米ぬかについて、当該地域の玄米から発生した米ぬかの放射性セシウム濃度の推計値を参考に、食品や単体での肥飼料等への利用は控えるようコイン精米機の利用者や米ぬかの利用者に注意喚起を行う。

③　米油製造業者

米油製造業者（脱脂ぬかの集荷業者を含む。以下同じ。）は、精米業者等の取組を踏まえ、脱脂ぬかの放射性セシウム濃度を測定する等により、暫定許容値等を超えない肥飼料等となるような脱脂ぬかを販売する。

（２）米ぬか等を利用する事業者等

①　食品製造業者（米油製造業者も含む）

食品製造業者は、米ぬか等の供給に関連する事業者の取組を踏まえ、使用する米ぬか等及び当該米ぬか等を用いた製品が暫定規制値を超えないよう取り組む。

②　肥飼料等の製造業者及び販売業者

肥飼料等の製造業者及び販売業者は、米ぬか等の供給に関連する事業者の取組を踏まえ、肥飼料等が暫定許容値等を超えないよう取り組む。

③　肥飼料等の利用者

米ぬか等を肥飼料等に利用する農家等は、それらを供給する事業者の取組を踏まえ、放射性セシウム濃度が肥飼料等の暫定許容値等を超える米ぬか及び脱脂ぬかは単体で用いないなど、利用する肥飼料等が暫定許容値を超えないよう取り組む。

３　平成23年産米及び米ぬか等の円滑な流通に向けて

（１）米又は米ぬか等の供給に関連する又は利用する事業者は、別紙４の資料等を活用し、平成23年産米及びそれに由来する米ぬか等の安全確保の取組について、関係者の理解が深まるよう努める。

（２）対象自治体の平成23年産米から生じた米ぬかを用いて試験を行った結果、放射性セシウムを含有する玄米から製造された米油には、放射性セシウムは検出されなかった。

このため、米油製造業者及び販売業者は、別紙５の資料等を活用し、平成23年産米に由来する米ぬかから製造される米油の安全性について、関係者の理解が深まるよう努める。

（３）なお、対象自治体以外で生産された平成23年産米に由来する米ぬか等につ

いては、記１及び２によらず食品及び肥飼料等として販売又は利用して差し支えない。

問い合わせ先

【米ぬかの加工係数、米ぬかの供給について】

生産局農産部穀物課 米麦流通加工対策室 米流通改善班

ダイヤルイン：03-6744-2108

生産局農産部技術普及課 生産資材対策室 機械開発・安全指導班（コイン精米機）

ダイヤルイン：03-6744-2111

【脱脂ぬかの供給、食品への利用について】

食料産業局食品製造卸売課 食品第１班

ダイヤルイン：03-6744-0470

【肥料・土壌改良資材・培土への利用について】

消費・安全局農産安全管理課 肥料検査指導班（肥料）

ダイヤルイン：03-3502-5968

生産局農産部農業環境対策課 土壌環境保全班（土壌改良資材、自給堆肥）

ダイヤルイン：03-3502-5956

生産局農産部技術普及課 生産資材対策室 資材効率利用推進班（培土）

ダイヤルイン：03-6744-2435

【家畜用飼料への利用について】

消費・安全局畜水産安全管理課 飼料安全基準班

ダイヤルイン：03-6744-1708

生産局畜産部畜産振興課 飼料需給対策室 需給対策第１班

ダイヤルイン：03-3591-6745

【養殖魚用飼料への利用について】

消費・安全局畜水産安全管理課 水産安全室 水産安全班

ダイヤルイン：03-6744-2105

水産庁増殖推進部栽培養殖課 養殖指導班

ダイヤルイン：03-6744-2383

【きのこ菌床用培地への利用について】

林野庁林政部経営課 特用林産対策室 特用林産企画班

ダイヤルイン：03-3502-8059

米の放射性物質調査の結果について

○ 17都県における米の放射性物質調査（本調査）の結果、福島県福島市の１点を除き、暫定規制値以下。99%(3,190点)が50 Bq/kg以下。

○ 福島県においては、本調査の調査点数の98%(1,255点)が50 Bq/kg以下、90%(1,154点)が20 Bq/kg未満。

○ 17都県における米検査(本調査)の結果　(調査点数：3,217点)

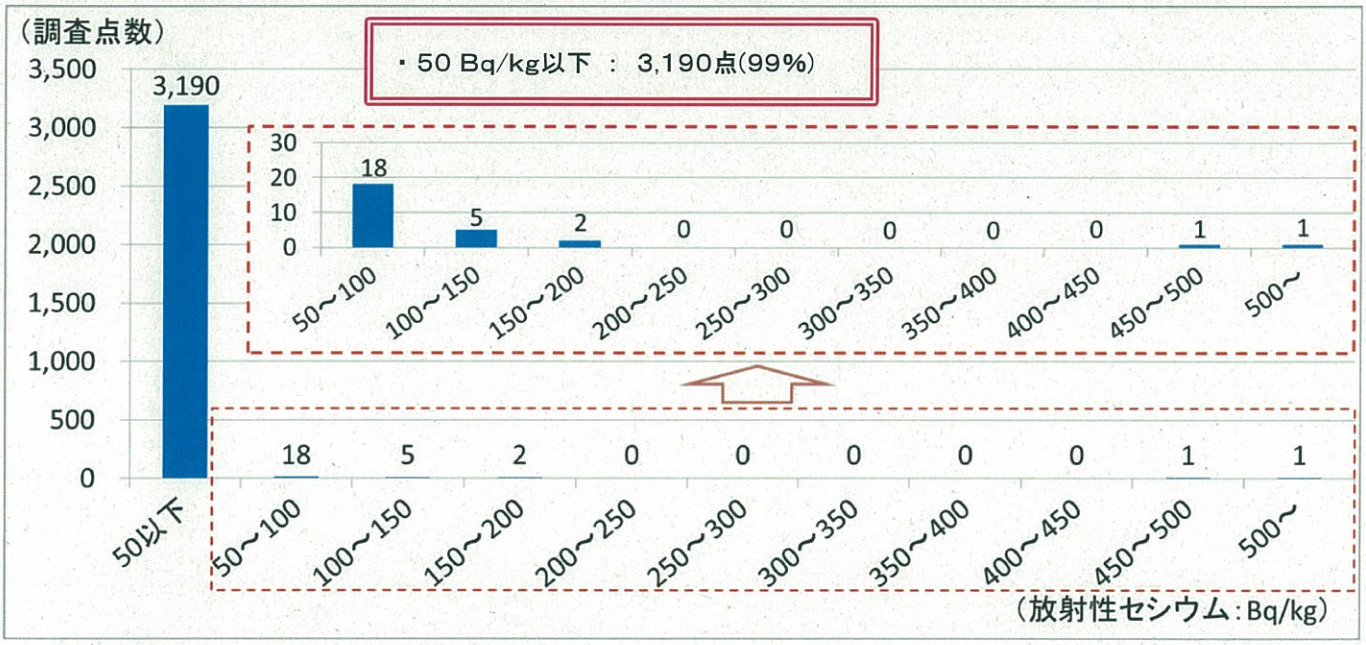

(注１)「50～100」は、50 Bq/kg超100 Bq/kg以下。他も同じ。

(注２) 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県のデータである。また、本調査終了後に実施した福島市大波地区（旧小国村）の調査結果１点を含む。以下同じ。

○ 福島県における米検査(本調査)の結果　(調査点数：1,276点)

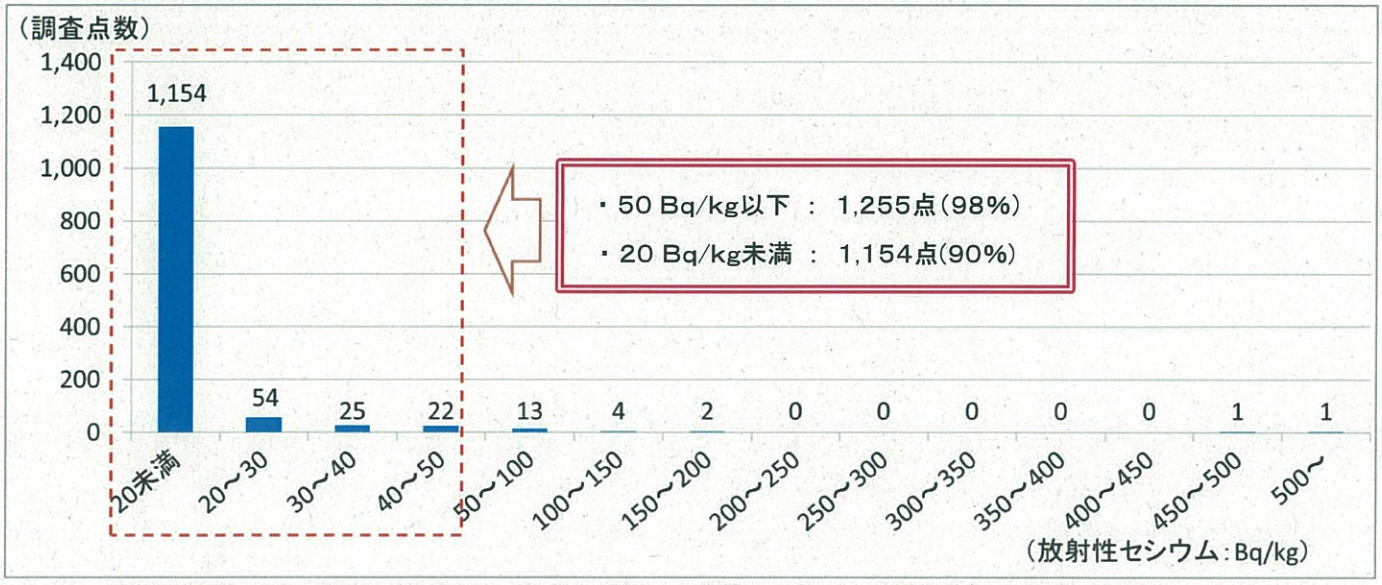

(注３)「50～100」は、50 Bq/kg超100 Bq/kg以下。「20～30」を除いて他も同じ（「20～30」のみ20 Bq/kg以上30 Bq/kg以下）。

(注４) 福島県においては、本調査終了後、福島市大波地区（旧小国村）で暫定規制値を超える米が検出されたことを受けて、別途、緊急調査を実施中。

別紙２

用途ごとに遵守すべき放射性セシウムの規制値等

<table>
<tr><th>用　途</th><th>規制値等</th><th>根拠規定と位置付け</th></tr>
<tr><td>食品（穀類、その他）</td><td>500 Bq/kg</td><td>食品衛生法に基づく暫定規制値</td></tr>
<tr><td>肥料・土壌改良資材・培土</td><td>400 Bq/kg
（製品重量）</td><td rowspan="3">「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知）に基づく暫定許容値</td></tr>
<tr><td>家畜用飼料</td><td>300 Bq/kg
（製品重量）</td></tr>
<tr><td>養殖魚用飼料</td><td>100 Bq/kg
（製品重量）</td></tr>
<tr><td>きのこ菌床用培地</td><td>150 Bq/kg
（製品乾重量）</td><td>「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」（平成23年10月6日付け23生産第4743号、23林政経第213号、農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、林野庁林政部木材産業課長連名通知）に基づく当面の指標値</td></tr>
</table>

別紙3－1

精米情報シート（参考様式：記載用）

17都県で生産された23年産米を用いた米ぬかを販売する際には、この様式を参考に、原料玄米に係る情報を伝達して下さい。
※ 記入に当たっては、記入要領をご覧下さい。

精米業者名：	
住　　所：	

精米年月日	○○年□月△日

原料玄米の産地と使用割合 （以下の欄に記入）

年産	県名	JA名又は市町村名（旧市町村名）	玄米の放射性物質調査結果（単位：Bq/Kg）	玄米の使用量（単位を統一）又は玄米の使用割合（0～1の数字）
産地① （17都県以外の玄米）				
産地② （17都県のうち、放射性セシウムが定量されていない地域の玄米）				
23				
22				
産地③ （17都県のうち、放射性セシウムが定量された地域の玄米）				
23				
22				

使用量又は使用割合の合計	

（注1） 「玄米の使用量」の単位は、「t、kg、袋」等で記載可能ですが、用いる単位は統一して下さい。

（注2） 「玄米の使用割合」は、（当該玄米の使用量）÷（玄米の使用量の合計）で算出します。
0から1までの範囲の数値を記入し、使用割合の合計が「1」となることを確認して下さい。

（注3） 福島県における米の放射性物質緊急調査の対象区域を含む市町村で生産された玄米を使用した場合、当該対象地域の緊急調査が終わるまでの間は、加工係数を用いた推計値によらず、米ぬかの放射性セシウム濃度を測定する必要があります。ご注意下さい。

別紙3－2

精米情報シート（記入要領）

精米情報シートの作成に当たっては、以下の点に留意の上、情報を記入して下さい。

1　玄米の放射性物質調査の対象となった17都県産の玄米を使用しましたか？

(1) 使用していない　→　このシートの作成は不要です。
17都県産の玄米の使用していない旨を販売先に伝達して下さい。

(2) 使用した→　このシートを参考に、使用した玄米の情報を伝達して下さい。

2　米ぬかは何日に一度出荷していますか？

(1) 米ぬかを毎日出荷している場合　→　1日分の情報を伝達して下さい。

(2) 米ぬかを2日に一度出荷している場合　→　2日分の情報を伝達して下さい。
※ (2)の場合、精米年月日は2日分記入して下さい。

3　玄米の放射性物質調査（本調査）で、放射性セシウムが定量された地域の玄米（23年産米）を使用しましたか？（玄米の具体的な産地が不明な場合は、納入した集荷業者等に確認しましょう。）

(1) 使用していない　→　産地①欄、産地②欄に該当する情報を記入して下さい。
（区分困難な場合は、一括して産地②欄に記載も可）

(2) 使用した　→　産地①欄、産地②欄、産地③欄に該当する情報を記入して下さい。
※ 福島県における米の放射性物質緊急調査の対象区域で生産された玄米を使用した場合、当該対象地域の緊急調査が終わるまでの間は、加工係数を用いた推計値によらず、米ぬかの放射性セシウム濃度を測定する必要があります。ご注意下さい。

4　【産地①②欄：データの記入】

(1) 該当する玄米の使用量又は使用割合を記入して下さい。

(2) 玄米の使用量の単位は、「t、kg、袋」等で記載可能ですが、用いる単位は統一して下さい。

(3) 玄米の使用割合は、合計を1として、各々の使用割合を0から1までの範囲の数値で記入して下さい。

5　【産地③欄：データの記入】

(1) 該当する玄米が生産された県名、市町村名又はJA名を記入して下さい。
※ 旧市町村名まで分かる場合は、記入して下さい。

(2) 該当する玄米の放射性物質調査結果（単位：Bq/kg）を記入して下さい。
※ 22年産の玄米の場合は空欄として下さい。

(3) 該当する玄米の使用量について、単位を統一して記入して下さい。
※ 異なる単位（例：t、kg、袋など）が混在しないよう注意して下さい。

(4) 複数の地域の玄米を使用した場合は、適宜欄を追加して記入下さい。

注：　情報伝達による米ぬかの利用の判断に当たっての注意事項

(1) 加工係数を用いて米ぬかの放射性セシウム濃度を推計する場合は、次のように算出します。

(2) 米ぬかの放射性セシウム濃度の推計値は、使用した各々の玄米について、（当該玄米の放射性物質調査結果（Bq/kg））×（当該玄米の使用割合）×（加工係数8）で得られた放射性セシウム濃度を合計して算出します。

※ 各々の玄米の使用割合が不明な場合には、使用した玄米の中で最も高い放射性物質調査結果に、米ぬかの加工係数を乗じることにより算出します。ご注意下さい。

なお、放射性セシウム134及び同137が各都県が設定した定量下限値未満であった場合、23年産玄米の放射性セシウム濃度（合計）は、以下の①から③を踏まえ、「定量下限値の1/2＋定量下限値の1/2」として算出します。

① 福島県における本調査の結果、調査点数の90%の地点で、玄米の放射性セシウム濃度が合計で20 Bq/kg未満であったこと

② 精米施設では、一般に複数の産地の玄米を精米して発生した米ぬかがまとめて出荷されること

③ 米ぬかの飼料利用の大半を占める配合飼料について、全国の原料使用量のうち、米ぬかの使用割合は平均で0.2%、脱脂ぬかの使用割合は平均で0.6%と僅かであること

また、放射性セシウム134と同137のいずれか片方が定量下限値未満であった23年産玄米の放射性セシウム濃度（合計）は、「定量された測定値＋定量下限値」として算出します。

17都県以外の玄米及び17都県の22年産玄米の放射性セシウム濃度は、0として算出します。

米ぬかを取り扱う事業者の皆様へ

23年産の米ぬかの安全確保の取組について

◆ 米ぬかは、玄米よりも放射性セシウム濃度が高い傾向にあります。

◆ このため、流通の各段階で玄米の調査結果等を販売先に伝達するとともに、米ぬかを用いた飼料、肥料等が暫定許容値を超えないように、安全確保の取組をお願いします。

1　玄米と米ぬかの放射性セシウム濃度の比率（加工係数）は「８」です。これにより、米ぬかの放射性セシウム濃度は、次のように推計できます。

玄米の放射性物質調査結果　×　加工係数（８）
＝　米ぬかの放射性セシウム濃度（推計値）

2　集荷業者や精米業者等においては、使用した玄米の放射性物質調査結果等の情報を米ぬかの販売先に伝達するとともに、飼料、肥料等の製造業者においては、その情報に基づき、米ぬかを用いた製品が暫定許容値を超えないように、工程管理の取組をお願いします。

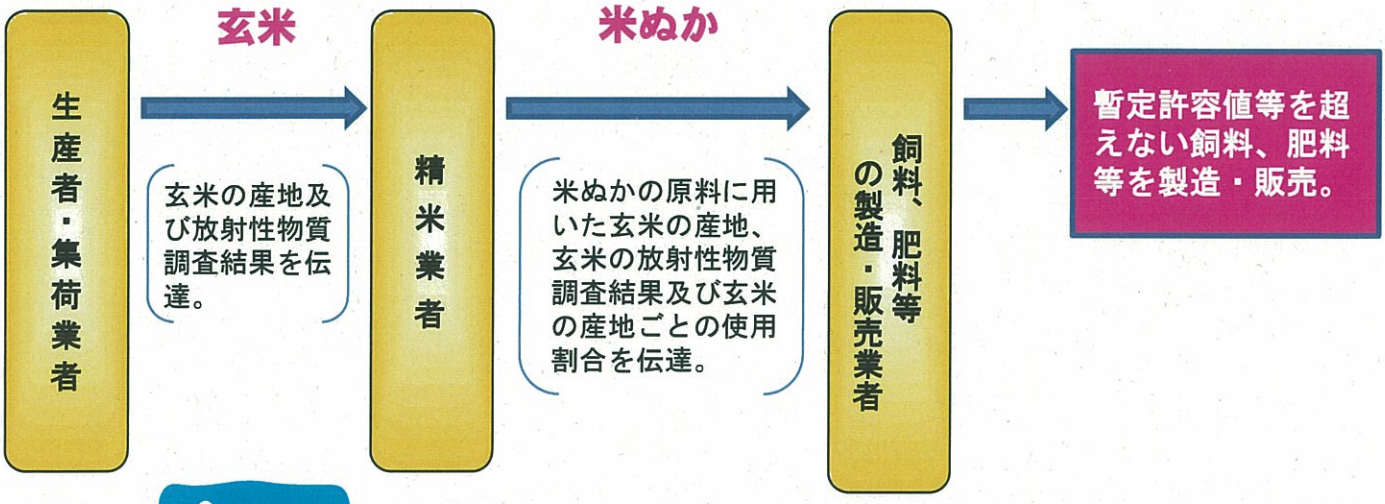

【お問合せ先】
農林水産省生産局農産部穀物課　TEL○○－○○○－○○○○
○○農政局生産部生産振興課　TEL○○－○○○－○○○○

消費者・食品事業者の皆様へ

安全な米油をお届けしています

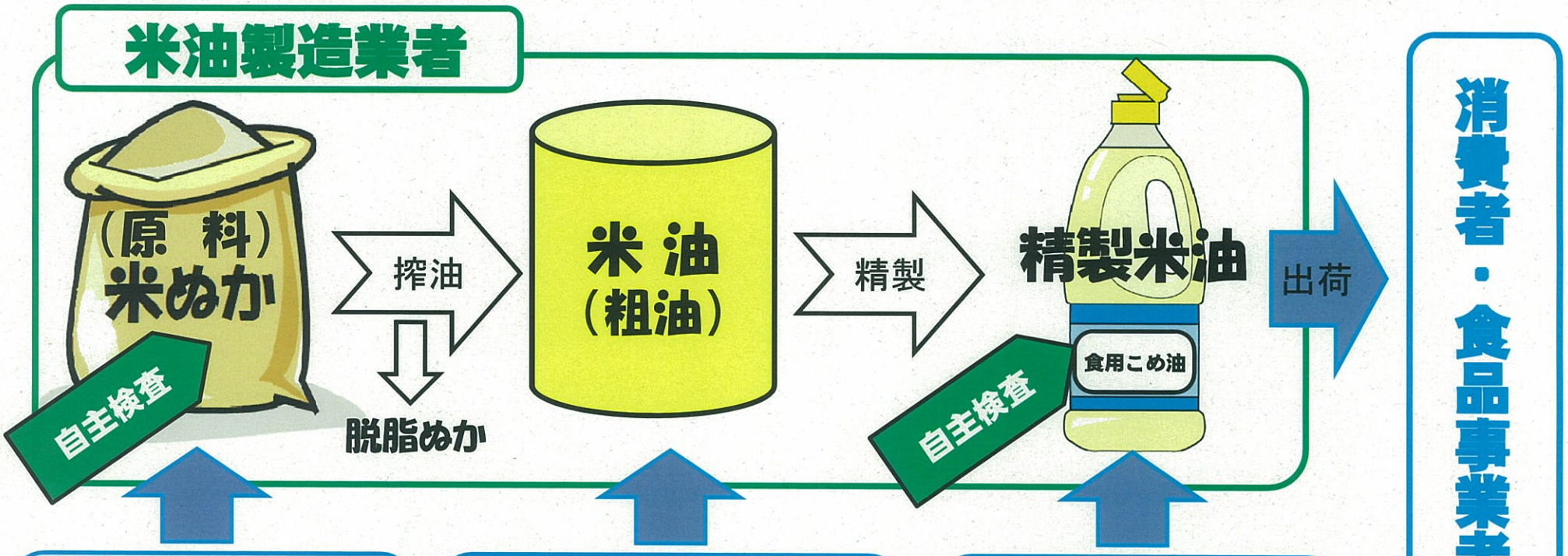

米油の原料の米ぬかは、食品衛生法の基準をクリアしたもののみを使用

検出下限値を4 Bq/kgとして試験を行った結果、米油には放射性セシウムは検出されなかった

さらに、精製により油の純度を向上

（元来、米油（粗油）に、カリウム、ナトリウム、セシウム等はほとんど含まれていない。）

別紙5